

一般競争入札公告

沖縄県が発注する業務用自動車の賃貸借契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 31 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 業務用自動車の賃貸借契約
- (2) 契約内容 業務用自動車の賃貸借（4 台）を行う。詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（48 ヶ月）
- (4) 使用の本拠地又は保管場所 仕様書による。
- (5) そ の 他 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、本契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の一部又は全部を解除する。

2 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県環境部環境整備課
- (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁行政棟 4 階）
- (3) 連絡先 電話番号：098-866-2231 ファクシミリ：098-866-2235
E-mail：aa035009@pref.okinawa.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付の期間及び場所

- (1) 期間 本件公告日から令和 7 年 2 月 12 日（水曜日）まで
- (2) 場所 沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載

4 入札に参加する者に必要な資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に本社又は支社、支店、営業所等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公共及び公団を含む。）又は地方公共団体と同等規模の車両賃貸借契約の実績を有すること。
- (6) 次の各号に該当しないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下、「暴

力団体等反社会勢力」という。))。

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。

ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

(7) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険等)に加入し、保険料の滞納が無いこと。

(8) 雇用する労働者に対し、最低賃金法(昭和34 年法律第137 号)に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(9) 労働関係法令を遵守していること。

(10) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

5 一般競争入札参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書及び関係資料(以下「資格審査資料」という。)を持参又は郵送により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格審査資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)

イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

ウ 過去2年以内において、官公庁との同等規模の車両賃貸借契約の実績を証する書類(契約書写しを含むこと)(第2号様式)

エ 県税、消費税及び地方消費税に関し滞納がないことを証する書類(納税証明書)

オ 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険等)に加入し、保険料の滞納がないことを証する書類(納入証明書等)

カ 誓約書

(2) 資格審査資料の提出期間等

ア 提出期間

公告の日から令和7年2月12日(水曜日)までの毎日午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

※郵送による場合は、令和7年2月12日(水曜日)午後5時必着

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁行政棟4階)

沖縄県環境部環境整備課

申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載

ウ 提出方法

直接持参又は郵送(簡易書留)

(3) 審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和7年2月19日(水曜日)までに郵送等により通知する。

(4) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を有してから契約締結日までとする。

(5) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあつては資本金

カ 電話番号

(6) 資格の取り消し等

ア 入札参加の資格を有する者が4に該当しなくなった場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者に資格の取り消しの旨を通知する。

(7) 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、本委託業務にかかる入札に限り適用する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年2月20日（木曜日）午前10時30分

(2) 場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階第5会議室

7 入札に関する質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問書（第3号様式）に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。

(1) 質問の受付期限及び方法

ア 受付期限 令和7年2月7日（金曜日）午後5時まで

イ 受付方法 上記2(2)又は(3)にて持参、ファクシミリ又は電子メールで受け付ける。

(2) (1)に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 回答期間 回答日から令和7年2月12日（水曜日）午後5時まで

イ 回答方法 沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の

地方公共団体と規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

(2) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上に相当する額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない入札及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれかない入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

11 その他必要な事項

- (1) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び入札説明書並びに契約条項等を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を

求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札の代理人が参加する場合は、委任状を入札当日に提出すること。
- (3) 入札に参加する者は、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札当日に提出すること。
- (4) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。